

第 1 2 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、地方税法（昭和25年法律第 226号。以下「法」という。）第 415条（又は第 381条）により作成された家屋価格等縦覧帳簿（以下「本件帳簿」という。）に記載されている家屋の所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積及び参考情報（建築年・棟番、区分所有家屋の一棟情報）（以下「本件対象情報」という。）のうち家屋番号を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成21年 5月22日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件帳簿に記載されている本件対象情報を、家屋番号ごとの一覧表（表形式）にしたもの（平成21年 1月 1日現在）の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）及び電磁的記録である場合はその複製物若しくは出力したもの、紙である場合はその写し、又は「税務総合情報システムの保守業務及びこれに付随する業務委託」契約・仕様書により作成された成果物（関連資料を含む）から抽出できる場合はその複製物若しくは出力したもの（以下「本件公開請求②」という。）の公開請求を行った。

2 同年 6月 4日、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件帳簿のうち本件対象情報を特定し、また、本件公開請求②に対して、税務総合情報システムの家屋情報のうち本件対象情報を特定し、そのどちらについても、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件対象情報は、固定資産税の課税事務のために収集した情報であり、仮にこの情報を公開した場合、税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生ずるおそれがあることから非公開とする。

(2) 条例第 7条第 1項第 7号に該当

本件対象情報は、税務に関する情報であり、法第22条に規定する守秘義

務により非公開とする。

- 3 同年 7月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件帳簿の一部を公開することが、「税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生ずるおそれ」を生むとすれば、名古屋市の納税義務者に対し、期間を区切っているとはいえ、「全てを縦覧に供する」こと自体「重大なおそれを生む」ことになるのではないか。また、「おそれ」とは抽象的、一般的なものではなく、具体的、現実的なものでなければならないが、「価格（評価額）」を除く本件帳簿のどの部分がそうした「おそれ」に該当するのか、決定通知書では述べられていない。
- (2) 弁明意見書において何度も強調されている「信頼関係」とはいかなる内容を言うのか全く明らかではない。公知性の認められる情報を秘匿してまで保護すべき「信頼関係」など普通あり得ない。法や条例においても「信頼関係」なるものを規定したものは見当たらない。本当の意味での「信頼関係」は、「個人等の利益やプライバシーに係る情報の守秘義務」を遵守することにより醸成されるものであって、「個人等の利益やプライバシーに係らない事実」までも、「信頼関係」を理由に「非公開」とすることにはならない。
- (3) 一般的には、本件帳簿の内容のうち、「価格（評価額）」については、法第22条に規定する「漏らしてはならない秘密」に当たるとされているが、他の「所在、家屋番号、種類、構造、床面積」は「秘密」に当たらない。「価格（評価額）」を除いた情報は通常の行政文書と同じであって、特に個人の権利・利益を害するものではない。そして、「価格（評価額）」を除く各項目は不動産登記事項（以下「登記事項」という。）と同種のもの

であり、元々開示を認められているものである。また、「未登記物件」については、いわば違法状態にあるわけであり、行政がとりわけ保護する必要はない。「登記状況と異なる情報」についても、「守秘義務が課せられた情報」とはならない。

- (4) 名古屋市のホームページによると、本件帳簿は「価格」以外の情報（未登記家屋や登記事項と異なる情報）を含めて縦覧に供されているとともに、もっぱら「価格の比較」のための縦覧であることを認めている。「未登記家屋」や「登記事項と異なる情報」を含め「収集した情報」全てに「守秘義務」が課されているとしたら、そうした情報が何故「縦覧」なら許されるのか、何故「秘匿」されないのか。利害関係の観点からみれば「縦覧」の方がはるかに影響は大きいはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7 条第 1 項第 5 号について

本件対象情報は、固定資産税の課税事務のために必要な情報であり、この情報は、固定資産税の納税者（以下「納税者」という。）と本市との信頼関係を前提とし、納税者からの協力を得ながら収集したものである。この情報は、法に規定する者以外の第三者に対して公開することが想定されておらず、仮にこの情報を公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、納税者からの協力を得ることが困難になるなど、今後の課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされなくなるおそれがある。その結果、納税者との信頼関係を前提に成り立っている税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生ずるおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると考えられる。

2 条例第 7 条第 1 項第 7 号について

本件帳簿は法第 415 条第 1 項の規定により作成するものであり、家屋に係る固定資産税の課税のために収集した情報に基づいたものであって、法第 22 条の規定により守秘義務が課されている。また、本件帳簿には未登記家屋に関する情報が記載されており、この情報は登記事項で把握することはできないものであり、何人も知ることができる情報ではない。そして、本件帳簿の縦覧については、法第 416 条第 1 項により、適正な課税事務に資するものとして、他の家屋の価格を比較できるように、縦覧することができる者及び期間を限定して守秘義務を解除したものである。したがって、本件対象情報は、

守秘義務により非公開を前提にしているものであることから、条例第 7 条第 1 項第 7 号に該当すると考えられる。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象情報が、条例第 7 条第 1 項第 5 号又は第 7 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件帳簿について

本件帳簿は、固定資産税の課税事務のために、法415条第 1 項の規定により家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録された家屋（固定資産税を課税されている家屋に限る。）の一定の事項を記載して作成する帳簿であり、家屋の縦覧帳簿には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及び参考情報（建築年・棟番、区分所有家屋の一棟情報）が記載されている。

当該帳簿は、法に関する調査権に基づいて調査（以下「本件調査」という。）した情報であり、実施機関による現地調査のほか、登記事項だけでなく、未登記家屋の情報も記載されているものである。

4 法の縦覧制度について

法の縦覧制度は、法第 416 条の規定により、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る家屋について家屋課税台帳等に登録された価格と当該家屋が所在する市町村内の他の家屋の価格とを比較することができるよう、同一市町村の納税義務者に限り、本件帳簿を一定期間において縦覧することができる制度である。

5 法第22条の守秘義務について

法第22条は、法に関する調査に関する事務に従事している者（以下「地方税務従事者」という。）が、その事務に関して知り得た私人の秘密を漏らした場合等の罰則を規定している。この趣旨は、地方税務従事者が知り得た私人の秘密を第三者に知らせること等は、地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであるため、当該人権侵害が現実には発生することを予防する観点から、地方税務従事者に対して、私人の秘密について守秘義務を課したものである。

ただし、この場合の秘密とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実（以下「実質秘」という。）をいう。

6 条例第 7条第 1項第 7号該当性

当審査会は、まず、本件対象情報が条例第 7条第 1項第 7号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法令、他の条例若しくは議会の会議規則の規定により非公開とされている情報については、この条例においても非公開とすることを定めるとともに、国等による法的拘束力のある指示に従い、公開することができないと実施機関が認める情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件対象情報は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及び参考情報（建築年・棟番、区分所有家屋の一棟情報）であり、法に定める縦覧制度により一定期間公開されている情報であり、法第 416条の規定により、縦覧されている情報であるが、縦覧できる者、縦覧できる期間等が定められている。また、縦覧手続以外では当該情報を公開することは認められていない。

(3) そこで、本件対象情報が、法第22条の規定により明らかに公にすることができない情報と認められるか否かを判断する。

ア 本件対象情報は、登記事項が情報の端緒となっているものの、実体として登記がなされていない家屋、増改築後も登記を変更していない家屋が含まれており、必ずしも登記事項と現状は一致していない。そのため、本件対象情報については、実施機関の職員が、実際に家屋の所在地を訪れる等、本件調査により取得した情報であり、法第22条の規定により明

らかに公にすることができない実質秘に該当すると考えられる。

イ また、本件対象情報のうち登記と一致している情報のみを公にすれば、これにより公開される情報は、登記事項と現状との間に相違がないことが明らかになるものであり、他方で公にされない情報は、登記事項と現状に相違があることが明らかになるものである。その結果、実質秘とされる本件調査による情報が事実上明らかになると認められる。

ウ しかし、本件対象情報のうち家屋番号については、不動産登記の際に付番されるものであり、常に登記事項と同様であるため、本件調査により取得した情報の内容は含まれていないと認められる。

したがって、家屋番号については、実質秘に該当しないと認められる。

エ これらのことから、本件対象情報のうち家屋番号については、法第22条の実質秘には該当しないが、それ以外の部分は、実質秘に該当し、公にすることができない情報であると認められる。

(4) 以上のことから、本件対象情報のうち不動産登記情報と一致する家屋番号は条例第7条第1項第7号に該当しないが、それ以外の部分は、条例第7条第1項第7号に該当すると認められる。

7 条例第7条第1項第5号該当性

実施機関は、本件対象情報が条例第7条第1項第5号にも該当すると主張しているが、上記6で判断したように、本件対象情報のうち家屋番号を除く部分は、非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

そこで、家屋番号が条例第7条第1項第5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件対象情報は、固定資産税の課税事務のために作成されたものであるから、本市の行う事業であることは明らかである。

(3) 次に、本件対象情報のうち家屋番号を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(4) 家屋番号については、登記事項であり、何人でも知り得る情報であるから、これを公開したとしても、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、税務行政の運営に支障を生ずるとは認められない。

(5) したがって、家屋番号は条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当しないと認められる。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 8月 4日	諮問書の受理
8月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月 4日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月24日	異議申立人の反論意見書を受理
平成22年 5月11日 (第113回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月13日 (第115回審査会)	調査審議
平成23年 5月11日 (第125回審査会)	調査審議
12月21日 (第132回審査会)	調査審議
12月28日	答申